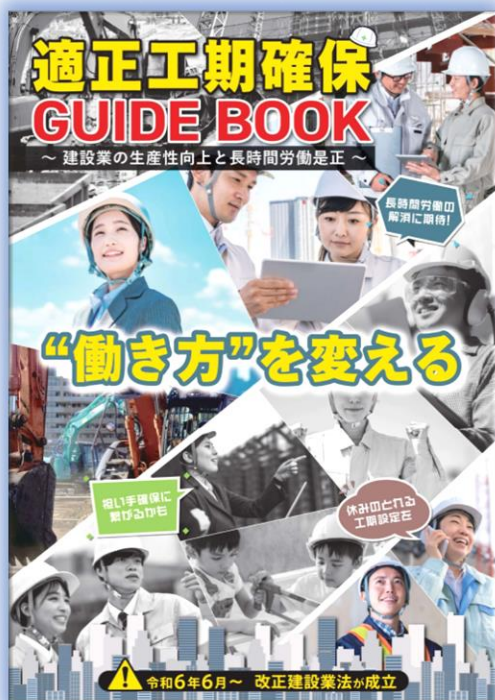


# 「工期に関する基準」を踏まえた 適正な工期設定が必要です

## 「工期に関する基準」を解説したガイドブック



### ◆ 工期に関する基準とは

適正な工期を設定するため、発注者と受注者それぞれの責務や考慮すべき事項を定めたものです。

### ◆ 考慮すべき事項

自然要因（雨雪や台風、猛暑日）、休日・労働時間等の労働環境要因（週休2日の確保、有給休暇の取得推進）

ガイドブックでは「工期に関する基準」等を受注者や発注者の皆様へわかりやすく解説しています。



適正工期確保ガイドブック



解説動画の掲載先QRコード

※ 関東地方整備局のHPに掲載されています。



## 適正な工期設定はなぜ必要？

- 1 建設業で働く方々の健康や安全の確保と処遇改善
- 2 建設業界の働き方改革と新たな担い手を確保

### 持続的なインフラ整備や災害対応の環境整備が実現

国民生活の基盤となるインフラの整備や、災害発生時には復旧・復興を担う建設業界が、「地域の守り手」として将来にわたって国民の皆様の安心・安全を守り続けられる持続可能な産業となるため必要な取組です。

特に、「時間外労働規制の遵守」「週休2日の確保」「猛暑日等による不稼働日」を考慮し、建設業で働く方々の健康や安全の確保に配慮した工期設定が必要です。

# 「著しく短い工期による工事契約」は 建設業法で禁止されています！

長時間労働が前提の工事契約は法律違反に繋がるおそれ

工事の発注者

工事を受注する建設企業

① 長時間労働を前提とした工事請負契約の締結



② 労働基準法の  
時間外労働規制に  
違反した場合

③ 建設業法の「著しく短い工期の禁止」に違反

著しく短い工期の禁止に違反した工事発注者には、  
建設業許可部局が行政指導を実施し、発注者名等を  
公表する場合があります。

**工事の発注者と受注する建設企業の双方が建設業法違反となります**  
(違反した建設企業は許可行政庁による指導監督の対象となります。)

## 建設業法 第十九条の五（著しく短い工期の禁止）

- 第1項 注文者は、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない。
- 第2項 建設業者は、その請け負う建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない。

労働基準法や建設業法などの法令遵守の徹底をお願いします